

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 別紙1のとおり
- (2) 需要場所 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2. 仕様

(1) 供給電気方式等

- ①供給電気方式：交流3相3線式
- ②供給電圧（標準電圧）：6,000V
- ③計量電圧（標準電圧）：6,000V
- ④標準周波数：60Hz
- ⑤受電方式：1回線受電方式

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ①予定契約電力：別紙2のとおり
(ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- ②予定使用電力量：別紙2のとおり

(3) 使用期間

令和2年4月1日0:00から令和3年3月31日24:00まで
(ただし、落札者と四国電力㈱との間で行う接続供給契約の締結、計量器の交換及び通信端末の取付け等に係る手続が上記始期に間に合わない場合は、当該手続完了日の翌日以降でさぬき市と落札者が協議の上決定した日の0:00を始期とし、当該始期から起算して1年を経過する日の24:00を終期とする。)

(4) 電力量等の計量

- ①自動検針装置：有
- ②計量器の構成：電力需給用複合計器

(5) 需給地点

別紙1のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点

別紙1のとおり

(7) 保安上の責任分界点

別紙1のとおり

(8) 料金の算定方法

①料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制とする。

②料金は、次のアからオまでに掲げる料金を合算した額とする。

ア 基本料金 契約電力（その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値）、基本料金単価及び力率を用いて以下の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×（1.85－力率／100）

ただし、電気の使用がない場合は、上記算式中、力率を85として算出して得た基本料金の半額とすること。

イ 電力量料金 使用電力量、電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

ウ 燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整単価を用いて以下の算式により算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×（±燃料費調整単価）

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件による。

オ 上記以外で施設単位での設備等による料金設定がある場合は、その料金

(9) 支払方法

①料金の請求は、施設ごとに行うこと。請求の際には、請求書のほかに、施設ごとの内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金）を添付すること。

②市は、指示した手続に従って提出された支払請求書を確認し、受理したときは、30日以内に当該金額を支払うものとする。

(10) その他

① 力率は、100%を保持する予定である。

② フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は、特にない。

③ 太陽光発電設備を有している。（別紙1のとおり）

④ 蓄熱槽を有するシステムの蓄熱式運転により、昼間時間（毎日8時から22時

まで) から夜間時間 (毎日 0 時から 8 時まで及び 22 時から 24 時まで) へ負荷移行することが可能な設備を有している。(別紙 1 のとおり)

- ⑤ 電化加熱厨房機器を有している。(別紙 1 のとおり)
- ⑥ 力率の変動その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件によるものとする。
- ⑦ 料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は、次のとおりとする。
 - ア 契約電力の単位は、1 kW とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1 kWh とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は、1 % とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 電気料金は、施設ごとに算出し、小数点以下を切り捨てる。
 - ※入札においては、さぬき市の示す入札件名別内訳書により算出するものとする。
- ⑧ 現時点で自動検針装置が備わっていない施設については、使用期間の開始日まで通信機能付電力需給用複合計器が設置される予定である。(浦小田ポンプ場)
- ⑨ 使用電力量等の検針後、検針結果(最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金)を速やかに各施設へ通知するものとする。
- ⑩ その他この仕様書に定めのない事項については、別途担当部局職員の指示に従うものとする。